

平成27年第11回教育委員会定例会
(7月30日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年7月30日(木)午後2時4分

○場 所 教育委員会室

○出席者

委員長	長	高森	大乘
委員長職務代理者		樋口	清秀
委員		末廣	照純
教育長		和田	人志

○出席者

事務局次長	神部	忠夫
生涯学習推進担当部長	上野	俊一
庶務課長	柴崎	次郎
学務課長	前田	幹生
児童保育課長	上野	守代
指導課長	屋代	弘一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江田	真朗
事務局副参事	山田	安宏
生涯学習課長	飯塚	さち子
青少年・スポーツ課長	山本	光洋
中央図書館長	曲山	裕通

○日程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 生活保護世帯に対する補足給付事業の実施について

イ 認定こども園の開設について

(2) 児童保育課

ウ 認可保育所の開設について

エ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について

(3) 指導課

オ 東京都図画工作研究会が実施する事業に対する後援について

(4) 青少年・スポーツ課

カ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

ウ 特別支援学級設置校教科用図書について

エ 台東区オリンピック・パラリンピック教育推進校の決定について

オ おもてなし英会話事業指定校について

3 その他

午後2時4分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第11回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは会議に入ります。この際あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

ここでお諮りいたします。本日の日程第1、教育長報告の協議事項、指導課のイについては教科書採択の公正確保のため会議規則第15条の規定により、全ての日程終了後、秘密会において協議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

なお、本日、垣内委員は所用のため欠席されておりますが、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立をしております。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○高森委員長 それでは、教育長報告の協議事項、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、生活保護世帯に対する補足給付事業の実施について、ご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

本件につきましては、公私立の幼稚園、保育園、こども園等に関する事で、複数の所管にまたがるものではございますが、学務課で一括してご説明をさせていただきます。

なお、本件は子ども・子育て支援法第59条に基づく地域子ども・子育て支援事業の一つとされており、今般、国より同事業の実施要綱が示されたことを受けまして、本区においても事業化することについて協議するものでございます。

項番1の目的をご覧ください。子ども・子育て支援新制度におきます幼稚園、こども園、保育所、地域型保育事業を利用している生活保護世帯に対しまして、実費負担をしている給食費、教材費等の一部を補助することによりまして、子供の健やかな成長を支援するといった事業でございます。

項番2の事業概要でございます。(1)事業の位置づけはただいま申し上げたとおり、子ども・子育て支援法に基づく事業でございます。

次に(2)の対象者は、生活保護世帯、(3)補助対象費用は特定教育・保育施設、いわゆる新制度に入っている幼稚園や保育園、こども園等でございますが、こちらで実費徴収をされた給食費、教材費、行事費等でございます。

(4)の基準額は国が定めているもので、給食費は月額4,500円、教材費等は月額2,500円で、(5)の補助額につきましては、この基準額と実費徴収額のいずれか低い額を補助いたします。

(6)でございます、本事業につきましては、国、東京都の補助金がございます、それぞれ3分の1ずつ補助を受ける予定となっております。

次に項番3、本年度の対象者数でございますが、資料のとおり、27年度現時点では区立幼稚園8人、保育所、地域型保育事業が15人でございます。

最後に項番4、今後のスケジュールでございますが、9月の第3回区議会定例会に報告する予定で進めてまいりたいと考えております。

なお、資料にはございませんが、本事業に係る予算につきましては、補正予算をお願いする方向で調整をさせていただいております。

また、該当者への実際の補足給付の支給につきましては、本年4月に遡って支給をさせていただく予定で進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 幼稚園にはありませんが給食費や、幼稚園も含めての教材費、行事費等について、滞納をしていたケースはどのくらいつかんでいますか。

○学務課長 実際の滞納状況については、申し訳ございませんが、手元に資料を持っておりませんので、お答えできない状況でございますので後ほどお答えさせていただければと思います。

○樋口委員 これは実費給付ですか、それとも現金を渡してその中から支払っていただくということですか。

○学務課長 保護者の方が実費を負担していただき、その後に補助を出すという形になります。

○高森委員長 ちなみにこの基準額をオーバーすることはないのでしょうか。例えば教材費、行事費が2,500円以上になるということはありませんか。

○学務課長 今、詳細な支給項目等を検討している中で、例えば標準服、制服的なものや、一括でお金がかかる場合については、やはり2,500円を超える可能性がございます。

ただし、幼稚園等で毎月定額をいただいているような教材費については、超えないのではないかとということでございます。実際にはそういった特別な、1回だけの徴収という場合には超える可能性はございます。

○高森委員長 月額ですから、それ以上は出せませんよね。分割でというわけにはいかないのでしょうか。

PTAに関わるような会費は、対象にはならないわけですね。

○学務課長 対象とはしない予定でございます。

○和田教育長 平成27年度についてはおおよそどのくらいの支出を見込んでいますか。

○学務課長 歳出額といたしましては、この対象者数から計算いたしますと、年間で約23万4,000円。歳入としましては3分の2が国と都から入ってまいりますので、そちらが15万6,000円と見込んでいるところでございます。

○和田教育長 今、小・中学校では就学援助という形で、準要保護の家庭についても支援を行っていますが、今後、この幼稚園や保育園についても同様の形が想定できるのでしょうか。

○学務課長 今回の事業につきましては、国の法律に基づく事業ということで、国のスキームに基づいてやっていこうという考え方でまずは整理をさせていただいております。

国で子ども・子育てに関する予算として0.7兆円の予算規模を確保していくという中で、今回は生活保護世帯が対象ということです。ただ、1兆円超の財源が確保できれば、非課税世帯まで拡大するという考えは、国では持っているようでございます。

ですので、現時点では国の動向を見据えまして、基本的には国のスキームが拡大されるということであれば、対応をしていく必要があるのかとは考えているところでございます。

○樋口委員 生活保護世帯も、過去最高の数字となっているようですので、なかなか予算を組むのは大変だと思いますよね。できたらもっと増やしてほしいとは思いますが。

○学務課長 先ほどの教育長からのご質問でございますが、教材費につきましては、各園での徴収ということで、滞納の有無までは詳細には把握しておりません。

こども園の給食費では、生活保護世帯というわけではないですが、26年度までで累計50件、22万5,000円の滞納が出ているという状況でございます。

○和田教育長 実人員として何人になるのですか。

○学務課長 人数までは把握してございません。

○高森委員長 延べで50件ですよね。単純に割ればいいのでしょうか。

○和田教育長 同じ人がずっとということもありますね。

○学務課長 26年度までの累計でございますので。ちなみに今年度の6月までで、既に6人、10件、4万5,000円の滞納が出ております。

○高森委員長 おそらく、一番苦慮しているのは園を経営している側だと思いますけれども、教育委員会としてどういう働きかけができるか、何か過去にやっていることはあったのでしょうか。

○学務課長 私立の各園につきましては、やはり各園の独自性、教育方針等があり、それぞれ必要な教材等を購入しておりますので、滞納対策の形については区の関与がありません。ただし、今後もそういった滞納の状況等の把握に努めつつ、ご相談があれば、区ではこういった対応をしていますというように、相談に乗っていくということはあるのかなとは思っておりますが、こちらもまずはその滞納の状況等の把握には努めさせていただければと思います。

○高森委員長 ちなみに、公立幼稚園は給食費はなくても、園費、教材費の滞納などの報告は挙がっていますか。

○学務課長 詳細な報告等については把握はしておりません。

ただし、現時点で私が把握している範囲では、例えば、大幅な滞納があつて苦慮しているという相談はございません。

○高森委員長 他によろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 イ

(3) 児童保育課 ウ

○高森委員長 次に教育長報告の協議事項、学務課のイについて、議題といたします。なお、関連する教育長報告の協議事項、児童保育課のウについても、一括して審議いたします。まず、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 資料2をご覧ください。認定こども園の開設についてご説明をさせていただきます。

本件は平成28年度開設予定の認定こども園につきまして、運営事業者を選定いたしましたのでご協議をいただくものでございます。

項番1、運営事業者選定結果でございます。(1)開設するこども園の名称は、(仮称)はぐキッズこども園東上野で、開設日につきましては、来年4月1日の予定でございます。

(3)所在地は東上野二丁目、定員は0～5歳の68名の予定でございます。

(5)優先交渉権者につきましては、プリメックスキッズ株式会社で、区内では小規模保育所2カ所を運営している実績がございます。

(6)の選定経過は資料のとおりではございますが、応募は1者のみでございまして、配点の70%を選定基準として審査を行いましたが、得点は基準を超える78.3%でございましたので、優先交渉権者とさせていただいたものでございます。

項番2、今後の予定でございますが、9月の区議会に報告の上、来年4月の開設に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○児童保育課長 引き続きまして、資料3、認可保育園の開設についてご説明をさせていただきます。

項番1、運営事業者選定結果でございます。(5)をご覧ください。優先交渉権者は新規参入となる株式会社東京ライフケアでございます。施設の名称、開設日、所在地及び定員等

は資料のとおりでございます。

なお、資料にはございませんが、施設の入る建物は8階建ての新築であり、保育所はその1、2階となります。3階以上にはケア付高齢者住宅が設置される予定となっております。

玄関からの動線や給食室などの設備はそれぞれ独立しており、共有する部分はありません。

審査の結果については表のとおりとなっております。

法人の経営状況の得点率が最も高く、親会社である食品メーカーの経営状況が良好であるため、その協力のもとに安定して運営ができると評価されております。

また、運営の公共性、公平性、類似施設の運営実績につきましては、運営実績がないことから得点率が低くなっております。プレゼンテーションにおいて、実績がある運営専門コンサルタントを配置していること、認可保育園を運営している2法人と提携し、運営にかかる支援を受けることなどを確認してございます。

次に別紙をご覧ください。

本日、報告した結果までをまとめたものでございます。地図をご覧ください。平成27年、28年に開設します施設について表示いたしました。今回の結果は網かけの四角でお示したところでございます。

次に誘致の状況でございます。施設別に表の上段に計画した開設予定数を、下段に確定した誘致数をお示ししております。一致していないところが27年度の認可保育所についてでございます。開設予定数の3に対し、誘致できたのは2施設にとどまっております。誘致できていない1施設につきましては、引き続き公募をまいります。

説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。一括して質問をお願いいたします。

○和田教育長 こども園については今回、かなり規模が小さいのですが、これは長時間、短時間でどの程度の割合なのでしょう。

○学務課長 事業者からの提案ベースで年齢別の定員予定数を申し上げます。まず0歳児が6名、1歳児が9名、2歳児が11名、こちらはいずれも長時間でございます。3歳児が14名ですが、内訳として長時間が11名、短時間が3名の計14名。4歳、5歳につきましても同じ14名ずつということで、合計68名になります。

○和田教育長 長時間、短時間で比べると、他の園に比べるとかなり短時間、いわゆる幼稚園に準じた子供が少ないようですけれども、こども園については保育も教育もしっかりとやっていくという前提ですので、その辺りはちぐはぐにならないようお願いをしたいと思います。

○高森委員長 認定こども園については、上野駅から近いということで、かなり需要があるかと思いますが、今、教育長のご指摘のように、非常に短時間の枠が狭いです。果たして認定こども園として、無理して開設する必要があったのか。名称だけ認定こども園で、

中身は保育所に近いという気もしますが。

短時間の教育の部分で考えますと、子供にとっては時間の連続性がとても大事になります。長時間の保育、教育を受けている子供と短時間の子供との間に格差が出てしまうことが心配な気はいたします。

○学務課長 確かに、プリメックスキッズ自体は保育所運営のみの経験ということでございます。しかし、それ以外に教育事業ということで英会話教室などの運営実績のある企業でございまして、学童保育、それから幼稚園、保育園への講師の派遣、そういったことも扱っている会社でございます。

審査の中でも審査委員からご意見がございましたが、やはりそういった英語ですとか、アートですとか、自然体験を重視したカリキュラムを組んでいるということと、詳細な年間指導計画がしっかりつくられていて、提案をされていたという点については評価をされたのかと考えているところでございます。

やはり幼児教育、保育につきましては、本区は「幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を持っておりますので、そちらについてはもちろん事業者にしっかりと伝えて、運営に努めていただきたいと思いますと思っております。

○末廣委員 このこども園はビルの中に入るのですか。

○学務課長 既存のビルの3階部分になります。

○末廣委員 今は工事中ですか。

○学務課長 今回、事業者として最終的に決まれば、その後に内装工事が入るとい形になります。

○高森委員長 私、この前も定例会の中で報告をしましたがけれども、とある県のとある市の市議会で、こういったこども園や保育所、保育園の年間の予算の中で、どのくらいの割合を人件費に割いているかということが一つのバロメーターになるんじゃないかという話ですけれども、この事業者については何%くらいを見込んで予算、計画を立てているのかわりますか。

○学務課長 今回の提案でいただいた、収支予算書に示されている金額でございまして、全体の支出が約8,700万。

○高森委員長 それは認定こども園のほうですか。

○学務課長 はい、認定こども園でございます。

1年目はやはり入所する人数等も少なく見積もっておりまして、総支出合計では約8,700万円。このうち人件費支出として計上しておりますのが、5,800万円での提案になってございます。

○児童保育課長 認可保育園の（仮称）竜泉保育室につきましては、平成28年度の運営費の積算で、支出額の合計が9,100万円、これに対して人件費が6,400万円と70%を占めてございます。

○高森委員長 わかりました。

○樋口委員 70%はいっぱいいっぱいだと思います。7割も人件費があると戦略的事業費が出ない。6割を切るように人件費もやっていかないと戦略はとれないと、我々は大学の戦略会議では言われています。7割人件費は厳しいですよ。

○高森委員長 内容は保育ですから、大学とはちょっと違うところがあるのかもしれませんが。

○樋口委員 図書や、光熱費、水道などの全てをその3割から出さなくてはいけない。そうすると、例えばお祭りをやるとか、何かの費用をどこから出すかという話になる。そのところですよ。今、人件費が高いほうがいいというのはありますが、なかなか大変な努力が必要です。当然、人がいるだけの話ではないので、例えばお絵かき教室のときに教材をどうするのというときはこの3割からしか出せない。

○末廣委員 7割が一つのラインですね。

○樋口委員 越えたらまずいということですね。

○末廣委員 それを超えると。

○和田教育長 指定管理者という形ではないですね、これは。

○学務課長 すみません、説明が漏れておりました。申し訳ございません。

本区では初めての民設民営の認定こども園という形になります。これまでは公設公営あるいは公設民営という形でしたが、今回、初めて民設民営型の認定こども園ということでございます。

○和田教育長 民設民営が初めてということですがけれども、委員長からご指摘があったように、実質的に短時間の子供が非常に割合としては少ないということで、見ようによっては、保育園と変わらないだろうという指摘もあろうかと思えます。今後、このはぐはぐキッズ東上野については、こども園としての位置付けがしっかりできていないといけませんので、その説明をできるようにお願いをしたいと思います。

○樋口委員 評価が75点満点で51点という、こども園運営の理解度、運営体制というのはやはり低いので、この辺りは場合によっては指導をする必要があるかと思えますね。

○末廣委員 民設民営となりますと、台東区とこども園とはどういう関係になるのですか。

○学務課長 こども園の認定自体は都道府県の認定になりますので、台東区とこども園がどういう関係かということでございますが、基本的に保育の委託自体は区からしますので、その運営費に関しては区がお支払いをするという形になります。

○末廣委員 およそ何割ですか、先の予算からすると。

○高森委員長 それは施設型給付の話ですよ。

○学務課長 先ほどの1年目の年間の支出が8,600万円で、このときの運営費として事業者に入る収入としては約6,000万円。

○和田教育長 こども園については、今回のこの東上野のほかにもう1件、計画上は想定されておりますけれども、今回のこの民設民営を見ると、公設公営、公設民営、民設民営と三つの運営形態のこども園が出そろうこととなります。現在は公設公営、公設民営の2種類

だけですけれども、今後、少なくとも28年には3種類のこども園が出そろうことで、横の連携、全体的な水準の維持、そこはとりもなおさず、職員の研修体制など、そういうものも民設民営だからといって放っておくわけにもいかないと思いますが、その辺りは今後何か考えとしてはありますか。

○学務課長 やはりこども園が持つ特徴的な部分でいいますと長時間、短時間の子供が同時にいるという特徴がございますので、その各園での運営の苦勞ですとか、工夫をしているような点についてはお互い参考になるであろうというところはあると思いますので、その辺りについての横の連携については、現在は明確な組織としては置いていませんが、例えば園長会を設置して、定期的な協議の場を持つなど情報交換の場については区が積極的に働きかけていければと考えているところでございます。

実際に教育、保育の質をどうするかという点につきましても、そういった場を活用するなどして、ちいさな芽でうたわれている幼児教育等のカリキュラムをしっかり履行できるような形で、特に公設公営である石浜橋場がやはり中心になるのかなとは考えております。そういった組織づくりの点とソフトの面も含めて、協議体のようなものをつくっていきけるかというふうに考えているところでございます。

○和田教育長 今後、こども園が計画上も含めると合計5園になるということで、やはり横の連携、職員の育成等も非常に大きな課題になっていくと思いますので、教育委員会としても、もっと積極的に横の連携を強めていけるような形で進めていきたいと思いますので、その辺りは一致していけるようによろしくお願いします。

○樋口委員 聞くところによると、やはり私立の幼稚園、保育園なども運営が大変で、人件費をあまり高くしてはいけない。その一方で、実際に働いている人はとにかく一生懸命やっているわけです。そうすると、2年、3年、4年たっても給料が上がらないということが起こりえます。一生懸命やっている人でも給料が上がらなくなればやめてしまうという。いつまでたっても改善しないということが今起こっておりまして、質をどうするということについては、いつも民設民営のところを含めて情報交換をしていく必要があるかと思えます。

○高森委員長 ちいさな芽の教育カリキュラムの浸透具合というか、どのくらい活用されているかというのは、何か数値でわかるようになりますか。

○教育改革担当課長 特にお示しをする数値というものはございませんが、公立の幼稚園、保育園を中心に、ちいさな芽のカリキュラムの推進状況などは、毎年、必ず訪問をしております教育支援館の研修支援、またカリキュラムの開発委員会の中には私立の保育園、幼稚園の保育士の代表が入って、毎年テーマを決めて開発して、それで年度末には報告書もつくって、それをまた広めているというようなこともあります。

こども園についても教育支援館が中心になって、カリキュラムの開発を進めていきたいと考えています。

○高森委員長 認定こども園がこれから将来的には5園、うち公設公営は一つで、民営が四

つですよね。そういった意味では、台東区教育委員会としてカリキュラムを徹底するとうか、できるだけ取り入れてほしいという要望を出し続けていく必要はありますし、もう5年ぐらいたちますか。

○教育改革担当課長 平成22年からです。

○高森委員長 そろそろ5年目ということで、また見直したり、つくり直す必要もあるのかなとも思います。特に民営のこども園が増えてきたことを考えますと、その辺り計画はありますでしょうか。

○教育改革担当課長 具体的に来年度こうするという、具体的なスケジュールは今のところ立てていませんが、やはり何でも計画的なものは5年、長いものでも10年で見直すということがあって、ちょうど5年経つくらいなので、いろいろと状況も踏まえて、今、委員長のお話のあったこども園が5園になって、そのうち民営が4園あるということも踏まえながら、カリキュラム全体の見直しも事務局内部で検討して、進めていければと考えております。

○高森委員長 よろしくお願ひします。

○和田教育長 実践事例の追加はしているんですよね。

○高森委員長 毎年、報告で出ていますね。恐らくプラスアルファいいものができると思いますので。お願ひします。

ほかいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のイ及び児童保育課のウについては協議どおり決定したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 児童保育課 エ

○高森委員長 次に児童保育課のエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 新たに実施いたします保育従事職員宿舎借り上げ支援事業についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、目的でございます。この事業は平成29年度末の待機児童解消に向けて、全国で保育施設の整備が進む中、保育士等の従事者の確保が課題となっております。そのため、保育に従事する職員用に宿舎を借り上げた事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、区内施設で従事する保育人材の確保、定着及び離職防止を図るものでございます。

項番2、事業概要でございます。(1)対象施設につきましては、保育園、認定こども園、小規模保育事業所などの地域型保育事業、東京都の認証保育所でございます。

(2)対象職員につきましては、常勤の保育士または保育従事者として、採用をされてから5年以内の者といたします。

(3)対象経費につきましては、賃貸料などで敷金といった預かり金などは含みません。

(4)対象期間は四つの条件を全て満たす期間といたします。

(5)補助額につきましては、基準額を設け、1戸あたり月額82,000円を上限とし、その8分の7を補助いたします。

補助の財源といたしましては、(6)国・都補助金として、4分の3が補助されるため、残り4分の1を区と事業者で分け、それぞれ8分の1を負担するものでございます。

項番3、スケジュールでございます。内部決定をいただいた後は事業経費について補正予算を計上し、9月18日の子育て支援特別委員会に報告いたします。事業者の準備期間をとったのち、平成28年1月からの借上げについて補助をしております。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 総戸数の上限はあるのでしょうか。

○児童保育課長 総戸数の上限を設ける予定はございません。

○樋口委員 保育事業者ということですが、こども園も含めてですか。

○児童保育課長 はい、含めてです。

○樋口委員 対象者は現在で何人くらいいらっしゃるのですか。

○児童保育課長 正確に採用5年以内という職員は把握できておりませんが、毎年、新規採用者がございます。これについて見てみますと、総職員数が455名のうち新規採用者が65名と約14%となっております。

今回、設けております5年以内というものにつきましては、当然、新規の採用の方、それと5年未満で離職をされる方の率が半分ということになってございます関係で、比較的年数の若い方の定着を図るために実施しようとするものでございますので、全ての職員の方が対象になるということではなく、そういった若手の方メインにしていきたいと考えているものでございます。

また、事業者も8分の1を負担することになりますので、事業者側でも一定量の制約が出てくるかと考えているものでございます。

○高森委員長 台東区の住宅事情として、8万2,000円くらいの住宅というと、当然、ひとり暮らしが限度かという気もしますが。

○樋口委員 ワンルームでしょうね。

○高森委員長 ワンルームですか。

○児童保育課長 もちろん、部屋数や築年数などによって住居の賃料は異なっておりますが、大手のホームページから検索できる範囲ですと、ワンルームマンションで3万円から15万円、1LDKくらいになると6万円から28万円と非常に差があるところでございます。相場といたしましては9万円と言っている事業者もあるようです。

○高森委員長 ワンルームはかなりストレスになりますね。この8万2,000円くらいが、そのうち8分の7が補助額ですから、予算的には限界なのでしょうね。

○児童保育課長 こちらの8万2,000円につきましては国の補助スキームが8万2,000円とい

うふうに設定してございますので、台東区のほうもこの8万2,000円を上限に事業を考えているところでございます。

○樋口委員 これは8万2,000円出してくれるということですか。事業者負担が8分の1で、その8分の7を補助するのですか。

○児童保育課長 こちらの8万2,000円を基準としておりまして、補助は1万250円の事業者負担を除いた額、7万円ほどを補助する形になります。

○樋口委員 この補助額は8万2,000円を上限に出してくれるということですね。これが10万でも20万でも自分で出せればいいということですね。

○高森委員長 払えればね。

○樋口委員 区職員も同様ですか。

○児童保育課長 こちらの対象はあくまでも民営の方を考えてございますので、公立の、いわゆる公務員の部分は含んでございません。

○和田教育長 これについては私立の保育園からも要望があるのではないかと思います。その状況はどうですか。

○児童保育課長 昨日、私立保育園連合会からご要望を区長、議会、教育委員会に対していただいたところでございます。この要望報告の一つとして保育士等の職員確保のために、この同事業を実施してほしいという意見がございました。

○和田教育長 私立幼稚園連合会からはこういう要望はありませんか。

○庶務課長 私立幼稚園からは、確かに人材確保に非常に苦慮をしているという状況もここ数年聞いているところでございます。

ただ、実際に各園からお話を聞いていますと、なかなか若い職員は流動性もあるので、例えば、園でも近隣のマンション形式のアパートも場合によってはご用意します、家賃の補助もしますというお話をしても、そういう流動性が高いところから、当面はご自分の住居から通うとか、あるいは親御さんのところから通うという方が多いということです。しかし、先々はこの保育所が実践しているような国の補助制度に準じた形のを、私学助成なり、あるいは区のほうで同時に支援をしていただけるような展望が出てきたときにはお願いをしたいという、そういう要望は聞いているところでございます。

○高森委員長 賃貸のアパートとかマンションは2年契約でその都度更新など、そういうシステムを持っているところもあると思いますけれども、今言ったように、離職の、その辺りの流動性が大きい人が転居する可能性を持ったときに、そのくくりというのは足かせになったりはしないでしょうか。

○児童保育課長 当然、そういった更新時の費用というものもこの事業では盛り込みまして、この8万2,000円の補助の中で実施していこうと考えてございます。

○高森委員長 2年間更新の期限が来る前に部屋をあけるといってもあり得るかなと思うのですが、そういった場合はどうするのでしょうか。マンション経営者としては困るかと思うのですが、そういったことまで厳しくは言われませんか。

○**児童保育課長** こちらの補助事業はあくまでも事業者が借り上げた部屋に職員を住ませた場合に補助をいたしますので、職員が例えば離職をして、次の方が入るまで空白があった場合については、補助はしないということです。

○**高森委員長** 経営者が払わなくてはいけないわけですね。

○**児童保育課長** という形には考えてございます。あくまでもその部屋とお使いになって、職員を雇用した場合と考えてございます。

○**高森委員長** 事業者もかなりいろいろな形で職員の確保をするような、何か本末転倒してしまうようなおそれもありますよね。教育の質、安定性や継続性ということはやはり一番大事にしたいところなので、これをやることによって無理にそこに職員を詰め込むような状態が起きたりしないかですね。

○**児童保育課長** こちらの事業の狙いとしては、実は昨年12月の東京都の保育士の求人倍率は全国でもトップクラスの5倍を超えております。全国平均では2倍というところに対して、東京都に関しては非常に厳しい状況が続いているところでございまして、やはり関東近県から保育士の方を呼び集めるには、都心の住宅事情を考慮した採用募集といったことが求められているというところで、事業者からも要望が出ているところでございますので、国等のスキームを使いまして、できるだけ活用をして、採用をしたいという事業者の後押しをしていきたいと考えてございます。

○**高森委員長** 仕組みはわかります。でも、先ほど庶務課長から、自宅から通勤する方も多いという話もありましたので、なかなか定着するのは難しいような気がします。

○**庶務課長** 自宅から通勤される方が多いというのは、園長などから聞いた話ですが、家賃だけではなくて食費、光熱水費、そういったような負担を、親御さんが一緒にいれば、そちらのほうで面倒を見てもらうほうが当面はいいというような判断が、若い幼稚園教員の方々の中にはあるということで聞いてございます。

○**高森委員長** ほかはいかがでしょう。

○**庶務課長** 補足でございます。先ほど、児童保育課長から認可保育所の開設についてご報告をさせていただきました。そのときの優先交渉権者、東京ライフケアという事業者の紹介をさせていただきましたけれども、これにつきましては経緯がございまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

実は親会社が竜泉で事業所を展開している事業者でございまして。去年の比較的早い時期に教育委員会に、何かの形で地域貢献をしたい、その地域貢献の具体的な形として保育所と高齢者施設をあわせたような施設展開をしていきたいということでご相談がございました。

竜泉地域を先ほどの地図で見ていただきますと、待機児童数も多いエリアになりますので、保育施設の計画とも整合するというところで、区の保育施設誘致の手续をご案内して、今回、プレゼンテーションにご参加をいただいて、この結果となったということでございます。

この事業者自体は親会社が独自に人材を確保して、独自に設立をした事業者であると聞いてございます。

○和田教育長 そうしますと、ライフケアという名称の企業もあるようですけれども、そこは全く関係のないところですね。

○児童保育課長 ライフケアという、似た名前の企業は幾つかあるようですが、こちらの東京ライフケアというのは、まだ保育事業、高齢者事業については実績がなく、4月から実績が初めて出てくる会社になってございます。

○和田教育長 そういう意味で、審査の結果として一定の評価は出ているとは思いますが、このプレゼンテーションの段階でそれはしっかり聞いているかと思いますが、この母体となっている会社のほうでは、この児童保育事業に対して万全に実施できるという裏づけは、説明としては何かあったのでしょうか。

○児童保育課長 プロポーザルと、またそれに関する資料としてご提示いただいているものの中で、先ほどご説明をさせていただきましたが、親会社である株式会社光商が、かなりの経営利益をお持ちの会社でございまして、金銭的な経営の部分についての協力が見込まれるということをプレゼンテーションではご説明になっていらっしゃいました。

また、保育に関係した運営実績は初めてということですので、しっかりした中間コーディネーターが入りまして、事業開始までのスキームを着実にやっていくということでもございました。

また、人件費が高うございましたが、きちんと保育士を確保するために、地域周辺の給料状況を確認した上で、かなり高額な給与体系でスタートをする聞いてございます。

○高森委員長 株式会社光商とは、具体的にどのような業種の事業者ですか。

○児童保育課長 食品メーカーでございます。調味料などを扱っている会社と聞いてございます。

○樋口委員 卸ではなく、メーカーですか。

○児童保育課長 製造と卸ということですね。栄養士等も職員にはいらっしゃるということをお伺いしております。

○和田教育長 保育所の運営は初めてになるということで、そのノウハウについてはコーディネーターがおられるということですので、その辺りは、今後、開設までの間に児童保育課としても十分、内容については情報を得るようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高森委員長 ちなみに全体の問題として、待機児童数170と書いてあるのは、これはどういう数値でしょうか。別紙の地図のほうです。

○児童保育課長 今年4月1日現在の待機児童数を本委員会でも170とご報告をさせていただきました。その数字に当てはめて、現在この計画で設置をしたということをお示した資料でございまして。

○高森委員長 この囲みのそれぞれの地区に入っている合計が170ということですね。

ちなみに、この平成28年度誘致のところまでで、この人数で計算をした場合、全体のキャパシティは、待機児童がどのくらい減る予測でしょうか。平成27年度4月1日の段階ではまだ170人ですよね。プラスどれくらいキャパシティが増えるのでしょうか。

○**児童保育課長** キャパシティといたしましては、27年、28年で小規模が19人を2カ所、認可保育所につきましては60人定員が4カ所で240人ということで、認定こども園が現在48人を確保いたしまして、326を確保はしています。

ただ、年齢によって構成が違いますので、年齢によっては入れない年齢もあるかと考えてございます。

○**高森委員長** 待機児童数のほうは年齢別に考えないといけないんですね。ただこの数字だけを見てもわからないところもありますね。わかりました。

先ほどのこの資料3についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○**高森委員長** 先ほどの児童保育課のエについてでございますけれども、資料の4ですが、特にご質問がなければ協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○**高森委員長** それではご異議ございませんので、協議どおりに決定をいたしました。

(5) 指導課 オ

○**高森委員長** 次に指導課のオについて、指導課長、説明をお願いいたします。

○**指導課長** 台東区教育委員会後援名義使用の申請についてでございます。

平成27年11月27日に東京都図画工作研究会が主催する、第54回東京都図画工作研究大会中央大会が上野小学校にて開催されます。

東京都図画工作研究大会とは、東京都における図画工作教育の振興と文化の発展に寄与することを目的として活動しております。研究会役員には、本区からも多くの先生が関わっております。研究大会いわゆる研究発表をして、全都的に小学校図画工作の授業の資質の向上をさせることが目的です。

当日、上野小学校では特別時間割を編成し、1時間目が学級活動、2時間目と3時間目を全学級にて図画工作の授業を行います。授業者には本区小学校の図画教諭や千代田区など他区の図工教諭が授業を実施してまいります。いずれの授業も一般公開し、子供が主体的に創作、造形、鑑賞といった各要素を盛り込んだ授業を予定しております。

給食後、児童は下校し、午後からは全体会と分科会に分かれての研究協議となります。

研究会の発表は都下8ブロックに分けて毎年行われております。台東区は千代田区、中央区、文京区の四つの地区からなる中央ブロックに属しております。一昨年度は城東ブロック、昨年は北多摩ブロックで研究大会を実施しております。

そのようなことから、台東区での研究大会の開催は竹町小学校時代、現平成小学校にて

開催したことから、約二十数年ぶりとなっております。そのため、台教研図工部会では、2年前よりこの中央大会発表に向けて研究準備を進めてまいりました。毎年各ブロックでは600～800名近くの参加者があるという大規模な研究大会でもございます。

本区において研究大会が開催されることで、研究の一端に関わることができ、また、研究大会に教員が多数参加しやすくなります。この度、東京都図画工作研究大会中央大会を開催するにあたって、台東区教育委員会の後援名義申請がございましたので、ご審議の上、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 この事業については全都的な大会ということで、開催地としてやらせていただくのは大変結構なことだと思いますけれども、開催する学校の決定の視点ですね、それはどういうふうになっているのかと、もう一つは、台東区で開催するというので、台東区の小学校における準備が授業等に何らかの形で反映をされて、特別な授業などを行っていることなのか、その辺りはどうなっていますでしょうか。

○指導課長 まず、上野小学校での実施につきましては、担当の顧問の校長先生、台教研の図工部で協議の上、決定をされております。

また、当日の授業の実施につきましては、他地区の教員がその学校に来て授業を行うというような状況もございますので、事前に授業の指導計画と、当該学校の図工教諭を中心に協議を進めながら準備を進めてまいりました。

○樋口委員 参加者が有料とのことですが、例えば台東区の小学校の先生がここに参加をするときには、個人で2,000円支払うというルールなのですか。

○指導課長 台東区内の小学校の図工の教員については、大会への参加費は無料となっております。ただ、同じ台東区内の教員でも、この図画工作担当の教員以外の参加の場合につきましては、研究報告書等の費用として、個人が2,000円を支払って参加することになっております。

○末廣委員 当日は担当をする図工の先生方は中央ブロックの先生だけじゃなくて、ほかのブロックの先生も出られるのですか。

○指導課長 運営等の中心はこの台東区の図画工作の教員が担当いたしますが、先ほど申し上げた他区の文京、中央、千代田、こちらも大会運営の役員が決まっておりますので、この大会運営の役員は当日の運営等に関わる予定になっております。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 全国規模の大きな大会かと思っておりますので、しっかりと受け入れ態勢を整えていただくようお願いします。

それでは指導課のオについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 青少年・スポーツ課 カ

○高森委員長 次に青少年・スポーツ課のカについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料6をご覧ください。

たなかスポーツプラザにつきまして、保健サービス課より健康体操教室の会場として、体育館と1階会議室の事前使用承認申請がございます。

また、柳北スポーツプラザにつきまして、児童保育課より、浅草橋・金竜・千束こどもクラブ交流イベントの会場として、体育館の事前使用承認申請がございます。

また、保健サービス課より、若返り体操広場の会場として、体育館の申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 たなかスポーツプラザでありますけれども、事前使用承認についてこういった健康体操教室などが入りますが、利用状況等について通常の、例えば地域総合スポーツクラブなどの関係で、会場の場所とりが逼迫しているなどの状況はないですか。

○青少年・スポーツ課長 まず、たなかスポーツプラザにつきましては、1階の会議室につきましては、稼働率が高くないということもありまして、利用がほかのところとバッティングするということはないのですが、体育館につきましては、最近になりまして周知が進んできたという影響もあり稼働率が非常に上がっております。

たなかクラブにつきましては、事前に使用する日が決まっておりますけれども、一般の利用の方に関しましては、ここは事前使用承認しない場合には、ほぼ確実にこの夜の枠ですと埋まってしまうというような状況にはなっているところでございます。

○和田教育長 今後、利用の申請が多くなってくると、例年、区が行っている事業に影響が出ないとも限らないですが、事前にかんりの整理はしておいたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 こちらの健康体操教室につきましては、毎年、地区の健康推進委員の方を中心に活動をされているということで、こちらを使っているのは年に1回程度ということなので、調整がきくかと思えます。ほかのところの所管に関しましても、なるべく区民の方が使うところと、特に体育館に関しましてはバッティングすることが多いかと思えますので、今後、調整については検討をしていきたいと思えます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年スポーツ課のカについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○高森委員長 次に報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いいたします。

初めに庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それではまずアの後援名義の使用についてご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。いずれも継続分の後援名義使用でございます。

まず、庶務課の取扱分が1件、2015チャイルドライン秋の東京キャンペーンという事業でございます。これは18歳までの子供がいじめ等、さまざまな悩みを電話で相談して、いろいろ話を聞いてもらうという事業でございます。このキャンペーン自体は2009年から始めている事業でございます。台東区の後援としては2014年、昨年度から実施をしているものでございます。

昨年の実績ですと、ほぼ1カ月の期間中に約7,000件の電話があったということでございます。電話の内容によりましては、医師やスクールカウンセラーなど、専門的知識を持った方が電話で対応を丁寧に行っている事業でございます。

続きまして生涯学習課の取扱分が1件、平成27年度の秋季吟剣詩舞道大会でございます。それから、中央図書館の取扱分が1件、待乳山聖天・聖天町界限浮世絵展でございます。

次にイの区長への手紙等に関わる教育委員会の対応についてでございます。

台東区の公聴制度の一つの仕組みとして、区民の方々等が区長への手紙ということで、区長に宛てていろいろなご意見、ご質問等をいただく仕組みがございます。それについては区の広報課で受け付けをしまして、担当所管に情報を提供して、担当所管が回答を作成し、区長までの決済をとって、お返事を当該の方にお出しするというものでございます。

行政の内部処理ということではありますが、ご存じのとおり、今年度から総合教育会議も発足いたしまして、教育委員会と区長との情報共有をより密にする必要があるだろうという観点から、本教育委員会におきましても、6月分から教育委員会に関する区長への手紙の要旨と回答をご案内するというので、今回の報告とさせていただきます。

6月分でございますが、児童保育課の取扱分が1件、保育園の入園に関しまして、兄弟がいる場合の入園の手続について、区内の方と区外の方の取り扱いについてのご質問でございます。回答は資料のとおりでございます。

それから中央図書館の取扱分が2件でございます。台東図書館の資料リクエストについて。窓口で申請をする必要が現在はありますが、ネットで予約できるようにしてほしいと

いうものが1件でございます。

それからもう1件、区民カードの機能充実についてということで、区民カードに図書カード機能を追加してほしいというご質問でございました。回答につきましては、資料のとおりでございます。

以上、庶務課の報告事項2件、よろしく願いをいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 このチャイルドライン秋の東京キャンペーンというのは、この団体が活動するにあたって、台東区教育委員会が後援していますということを含め、印刷物に名前が出るということですか。

○庶務課長 はい、そのとおりでございます。

台東区のほかにも東京都、内閣府、その他公的団体が後援を毎年度しているという状況でございます。

○高森委員長 今の質問の続きで、この取り組みはこのキャンペーン以外にも、ずっと年間を通してされているようですけれども、1カ月に7,000件の問い合わせがあるというのは、この前回のキャンペーンの件数なんでしょうか。それとも、年間を通して1カ月当たり7,000件なんでしょうか。

○庶務課長 前回のキャンペーン期間中の件数でございます。このキャンペーン期間中には、こういうフリーダイヤルでかけられるカードをいろいろ配布するということがありますので、この期間はかなり電話の件数が多くなるようです。

ただ、この団体は年間を通して電話を受け付けておりますので、この期間に限らずにはほかの時期でも必要があれば何らかのアドバイスもすると聞いてございます。

○高森委員長 時期的にこの夏休みが終わって、秋に入りかけの時期というのは、心理的に子供たちは不安定になるのでしょうか。この実施する意味が何かあるような気がするのですが、そういったことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 時期的には、ただいま委員長がおっしゃったように夏休みが終了した9月、10月ということが多いようでございます。やはり特に1年生は、夏休みを過ぎると大分、生活環境ですとか、学習環境に変化が生じてくるということで、これまでの1年間の統計の中でも、その辺のところで切実な内容の電話が多いということで、こういう期間を設けていると聞いてございます。

○末廣委員 この電話を受け付ける時間は何時から何時までですか。

○庶務課長 そのチャイルドラインの幾つかの場所によっても若干変わりますけれども、およそ午後4時から7時とか、午後6時から9時という時間帯が多うございます。

というのは、これは18歳までかけられますので、その辺の時間帯が一番かけるほうもかけやすいという統計的な設定からそのようにしているようでございます。

○末廣委員 子供はいろんな問題があって電話をかけるのですが、結構、夜遅く、22

時、23時あたりの電話も多そうだなと、ちょっとそういう気がしました。

○**庶務課長** 基本的には設定した時間以降は電話対応はしないというルールはあるのですが、それでも場合によって配慮して電話対応をしていると聞いてございます。

○**樋口委員** こうとう親子センターが主催者ですが、この団体はどのような団体ですか。

○**庶務課長** 都内に13のチャイルドラインがございまして、この辺りが江東区のエリアということになるので、このとうきょうかわのてチャイルドライン（江東区）ということを出てきております。

それで、主体であるメンバーですけれども、児童相談所のOB、保護司、民生・児童委員、それから、弁護士や小児科医、虐待に関する仕事をされていた方、あるいは今、いろいろ話題になっておりますけれども、性に関する専門家、スクールソーシャルワーカーなどが運営スタッフとして入っているということでございます。

○**樋口委員** この団体はどのような団体構成ですか。

○**庶務課長** 申請をいただいている名義といたしましては、特定非営利活動法人こうとう親子センターとなって出てきているところでございます。

○**高森委員長** ほかに寄せられた相談というのは個人情報もあるので、守秘義務もあってなかなか表には出てこないと思いますけれども、例えばどこ在住の、例えば台東区在住の子供から相談があったとか、そういったことはわかるのでしょうか。

○**庶務課長** チャイルドラインの子供たちへの約束として、秘密は守る、どんなことも一緒に考える、名前は言わなくてもいい、切りたいときには切っていいというのがありますので、子供の属性が特定できるような形での集計情報公開はしていませんが、やはりこれだけの多くの電話がかかってくるのと、ある程度、例えば年齢別、性別でかかってきた電話の内容の種別分類ができます。そのような集計を、関係している地区の、例えば児童相談所、子供家庭支援センター、警察の少年センターなどの関係諸機関には情報提供をいただいて、子供の健全育成に役立つような資料として、年次報告いただいて、役立てていただいているという状況でございます。

○**高森委員長** その連携はしっかりできているわけですね。

○**和田教育長** 岩手県でのいじめに関する自殺事件などがあって、今回のこのチャイルドラインについても、子供たちの悩みの大きなものとして、いじめに対する訴えがあるということが想像できるだろうと思います。そのほかにもいろいろあると思いますが、それが大きいかと想像します。

台東区では定期的に学校でもアンケートなどをとって、その内容を数値にまとめて指導に生かしているところですが、そういうことも含めて、これを必要な子はアクセスできるように、そういう意味では周知をする必要もあるかなと思いますが、その辺りはどういうふうに考えていますか。

○**庶務課長** これは昨年のものですけれども、小学校用、それから中学校用のこのようなものがございまして、これは事業者のほうには教育委員会の承認がおりれば、こういっ

た物をいただければこちらのほうとしても、区内の小中学校のほうに配付はさせていただきます、ということでお話はしているところでございます。

○和田教育長 これを利用しなくても済むというのが一番望ましいことではありますけれども、少しでもこういうふうにして、社会全体が子供たちを支援しているということをお子供たちにわかってもらうためにも十分に学校などで周知を図れるように配慮をしてやってください。

○樋口委員 この運営の内容につきまして、いつでも電話を切っていいですよ、情報は言いませんということで、とにかく話をしながら問題解決ということですが、やはり当事者同士で問題を解決できないこともあるのではないかと思います。こういう場合にはこちらが後援する以上は台東区内の学校に関わる問題については、情報はできたらこちらに伝えるようお願いしていただければと思います。

内々に解決できる場所も多々あるかと思うんですよね。そのままこのところで解決を図れるということができる場合とできない場合があるので、できない場合にはこちらで何らかのアクションを起こさないといけないので、その辺りを当事者同士はやっぱり秘密ですよというふうに言いながら、学校のいじめに関する問題に関してはやっぱり教育委員会にぜひとも情報伝達をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○庶務課長 電話の内容によっては、具体的に自分はどこに住んでいて、どこの学校に通っていて、実際に学校でこういうことがあり、具体的に学校側に改善を求めたいとか、誰かに助けてもらいたいというような切実な、具体的なSOSがあるようなものがあると、例えばその電話を受けたほうが話を聞いて、その電話をしている子供のほうから、具体的に助けが欲しいというようなことで、では具体的にあなたの学校に連絡をしても大丈夫ですかというような、そういう話になったときには具体的な情報提供を、本人の了解を得たところに情報提供をして、少しでも救済を、チャンネルがいち早く用意されるように配慮をしていくことはありますというふうにも聞いてございますので、もし台東区の子供で、自らそのようなことを言う子がいたら、よろしく情報提供をお願いしますという、そんな話をしたいと思います。

○樋口委員 問題解決のところでは早目にこちらは対応をしないといけないことがあるので、運営者と相談をしていただければと思います。

○庶務課長 その団体さんのお約束という範囲の中で決まっているルールですので、それをオーバーしてということはなかなか言いにくいところがありますが、子供から、言っても構いませんよというようなことがあれば、ぜひ早目に情報提供をお願いしますということをお願いをしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 これだけに頼る必要はないと思うので、台東区でもこういった窓口がたくさんありますから、児童相談所もありますので、子供たちにはそういったものもあるということと一緒に周知していただければ、なお一層いいんじゃないかなと思います。これだけに頼られてしまうと、この期間しかやっていないわけですから、返って弊害があるかな

と思いますので。

○樋口委員 やはり、ある一定の情報をつかんだら、我々が周辺を調べてあげないと、本人に言って、先生大変ですということ自体がご本人を追い詰めてしまうので。

我々としては何らかの形で観察をしてあげなくてはいけないので、ちょっとした情報については本人が大丈夫と言っているからといっても、十分観察力ないしは情報力を使って、こういうことが起きないようにしないと。特にいじめについては早期に対応をしないとないと思いますので、よろしく願いいたします。

○末廣委員 先ほどちょっと伺いましたが、電話を受ける方はいろいろな立場の方がいらして、その人によってそのときの判断が違う場合もあり得ると思いますけれど、マニュアルのような、ある程度のものはあるのでしょうか。電話の受け方といいますか。非常に難しいと思いますけども。

○庶務課長 相手方に、こういった経験のある方々が対応をされるのかということをお聞きしていますけれども、やはりこれは18歳までのお子さんということで、非常に年齢層も広く、抱えている悩みもいろいろでございますので、基本的にはまず電話がかかってきたお子さんの話をよく聞いてあげる。それで場合によってはその一度の電話で終わらせるのではなくて、例えば電話が受けた方の専門分野を超えるような話であれば、また電話をしてもらう約束をして、そのときにその領域の専門家の方から電話を受けてもらうというように、基本的なスタンスというのが、悩んでいる子にまず電話をかけてもらって、自分の悩みを人に聞いてもらうということがピンチの状況から脱していく一つのチャンネルだということを理解してもらって、できるだけ自分の状況を話しやすい状況の中で話してもらって、一人で悩まなくて大丈夫なんだよ、いろいろ助けてくれる人がいるんだよという、まずそういったことを理解してもらおうという趣旨です。

確かに、時間等によってはその悩みに適したアドバイスができるというような方がいないときもあるかもしれませんが、基本的にはまず傾聴をする、話を聞いてあげるとことでその子供の悩みを脱する手がかり、ヒント、チャンネルをつくっていったあげるとするのがこのチャイルドラインの趣旨ということでございます。一度の電話だけで解決できないようなものについて、そういうようなサジェスションをして、次の電話につないでもらうという、そういう取り組みをやっていると聞いてございます。

○樋口委員 先ほど申し上げたのは、やはり本人は聞いてもらって、今日いじめられて、苦しかったんですと。しかし、大丈夫かと言って、本人は大丈夫と言っているんですけど、周りがやっぱりいじめを増幅させてしまっているところがあるので、情報のところをセンシティブしないとなりません。子供に関しては自分で解決できないところを、ただ聞いてもらって、私は今日、本当につらかったというのが救われる話のところでは済む場合と、これはもう根本的には物理的にいじめるほうを何とかしなくてはいけないというのがあるので、この辺りを私はちょっと強調したいと思っているわけですので、よろしく願いいたします。

○和田教育長 子供たちの悩みの相談の仕方として、「でも大丈夫だから」という締めく

くりの言葉を使うというのは、もう特性として非常に顕著なんですね。そういうときに私たちというのか、その情報を聞いた側が、本人が大丈夫だと言っていたんですよというのは、もう既に言い訳にはならないということは、社会的な共通の認識になっているわけです。これは再三こういうことは繰り返されているわけでありませう。

そういう意味で言うと、聞いたことをどうしたらいいのかというのは、それはもう聞いた側が複数の人と情報共有するということが何よりも、察知するもう一歩踏み込む有効な手だてになるわけでありませう。

そういう意味でいうとこのチャイルドラインはもう6年間の実績もありますし、その辺りはかなり検討を深めているのではないかなと思うと同時に、前提としては、聞いた情報はほかに言わないということを明言しない限り、子供もアクセスできないということもありますので、その辺りの兼ね合いはこの団体を、実績を信頼した上で後援名義をすべきだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひませう。

○高森委員長 私も後援名義をすることは、全くやぶさかではないです。おそらく、この団体のやり方は非常に心理学のカウンセリングのような感じですよ。心理学は必ず第一歩は聞くだけなんです。それから、だんだん対話をしていく中で解決策という段階に進むので、その第一歩の部分という意味では非常に意義のある取り組みだと思ひませう。

今言ったように、必要に応じては情報の共有も必要かもしれませんが、恐らくこの団体の、この期間にやる取り組みはこの形だという、スタイルだということに理解をいたしました。

○和田教育長 待乳山聖天の件について、これは図書館が取り扱っているという経緯はなぜですか。

○中央図書館長 実は平成25年にも実施をしておりました、第2回目でございます。趣旨としましては、浅草にお見えになる方々が、できればもう少し広く浅草を知ってほしい、もう少し回遊性を広げたいということで、待乳山聖天と地元の聖天町会が共同でこの実行委員会を立ち上げましたものでございます。

このときに実は池波正太郎記念文庫に関係がありまして、池波正太郎の碑が待乳山聖天の中にあるという経緯もあって、若干図版の提供等をしたという経緯がございます。今回、また第2回という形でこちらのほうが、浮世絵展が開催されることになりましたので、前回の後援の継続分ということにございます。

○高森委員長 ほか、庶務課のAについてはご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、次に報告事項、庶務課のイについては、何かご質問ございませんか。

○樋口委員 図書館の資料リクエストの件ですが、大学でも起こり得るし、一般の図書館でも起こっているのですが、要するにみんなが読む本をそろえてくれと、なおかつ、借りにいったら貸し出し中で借りられないので、これはおかしいと申して、確か新宿区の図書

館では、あるとき同じ本を30冊そろえて区民の要望に対応をしたのですが、結局、そのブームが済んだら同じ物が30冊ずっとそろっていて、そうなるともた、ほかに本が足りないということが起こってくるわけですね。それと同じことがこういう資料で、ネットでリクエストというと、必要だというのが殺到して、しかし、みんなが読んでしまえばそのまま残るといふ。

それから、問題はその図書館の機能というのはどういうものなのかというのをしっかり確立していかないと、我々が読みたい本は全て中央図書館が提供すべきだといふのはちょっとおかしい話でして、やっぱり広く本をそろえていて、逐次交代で本を読んでやる、区民の知識向上ないしは情報向上に努めるといふことがあるので、その辺りをしっかりやっていただければ、こういうことは起こらないと思ふんですが。

○中央図書館長 どういった物を入れるかといふことについては、選定委員会で、選定基準を設けているところがございます。ご指摘のあった複本、要するに、同じタイトルの物を複数入れる考え方についてはもちろん、利用者の方の知的な好奇心に添えていく必要性があります。

ただ、一方で幅広い、数多くのタイトルとしてそろえなければいけない、その調整を図りながら、苦慮をしておりますが、そういった形で調整をとりながら選定をしているところがございますので、ご理解いただければと思ふます。

○和田教育長 図書館のところですけども、まず登録カードの作成については、台東区の在住、在勤といふことでよろしいですね。

○中央図書館長 図書館カードをご利用いただけますのは、在住の方、それから在勤、在学の方、それから23区内在住の方も含まれます。

○和田教育長 そうしますと、この回答の中で区内の所蔵のないリクエストについて、在住、在勤の人じゃないとだめですよといふ、そういう答えですが、それはどういふことなのか説明をしてください。

○中央図書館長 方法には二つあります。一つは本を購入する場合、それからもう一つは、本区で所蔵していないため、他の自治体の図書館に照会をして借りる場合がございますが、こういったところで、借りた書籍の延滞の問題とも絡むのですが、そういったところの兼ね合いから、利用の要件を若干狭めてきたといふ経緯がございます。

それで、延滞のほうの関係がありまして、現在はリクエストを受け付けているのが台東区在住の方、在勤の方に制限をさせていただいているといふ経緯がございます。

○高森委員長 ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 区長への手紙も、今後、また教育委員会関係にも上がってきた場合は逐一ご報告いただきますようお願いいたします。

それでは庶務課のア及びイについては、報告どおり了承を願います。

(2) 指導課 ウエオ

○高森委員長 次に指導課のウからオについて、指導課長、報告をお願いいたします。

○指導課長 まず特別支援学級用教科用図書についてでございます。資料はございません。

台東区教育委員会では、4月11日付、文部科学省初等中等教育局長発、平成27年度使用教科書の採択についての通知を受け、調査研究委員会を設置いたしました。そして、調査研究委員会の下部の組織にあたる、特別支援学級設置校教科用図書資料作成委員会へ調査研究の結果をまとめる様式の作成を依頼いたしました。

様式の作成に当たりましては、学校教育法付則第9条の規定に基づき、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状況や特性等を十分に考慮することとなっております。

特別支援学級の教科用図書につきましては、東京都教育委員会学校教育法付則第9条の規定による調査研究資料と、文部科学省教科書目録の中から選んでおります。

なお、各学校が作成いたしました様式は時限秘となっているため、本会ではなく、個別に教育委員への皆様への配付とさせていただきますことをご了承願います。

また、教育委員の皆様には、8月20日の定例教育委員会にて、台東区立小中学校特別支援学級教科用図書について採択を賜りたく存じます。

続きまして、台東区オリンピック・パラリンピック教育推進校の決定についてでございます。資料9をご覧ください。

5月14日の定例教育委員会で付議いたしました、台東区オリンピック・パラリンピック教育推進校が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

指定校につきましては、区内小中学校から募集をし、提出された申請書の内容をもとに、田原小学校、駒形中学校の2校に決定いたしました。

指定期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までですが、今年度につきましては補正予算のため、平成27年9月1日からいたします。

研究開発内容ですが、台東区オリンピック・パラリンピック教育プランの5つの領域から、各学校の実態に即して内容を決定いたします。全ての領域に取り組んでも、また、一つの領域に特化して取り組んでもよしとしておりますが、2年間という長期間の研究となりますので、複数の領域を取り上げて研究主題を設定し、研究を推進していくことを推奨していきたいと考えております。

また、推進校につきましては、研究・実践についての概要をまとめた報告書を各年度末に台東区教育委員会に提出するとともに、自校におけるオリンピック・パラリンピック教育に関する研究・実践の成果について、他校への普及・啓発に努めるため、研究授業を含めた実践発表会を行います。

続きまして、平成27年度おもてなし英会話授業指定校についてでございます。資料10をご覧ください。

平成27年度おもてなし英会話授業指定校が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

また、本日は指定校の決定とともに、授業内容についてもあわせてご説明させていただきます。

項番1、授業目的でございます。2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けて、観光地としての台東区の特性を活かし、実践的・体験的な外国語活動を通して、台東区に訪れた外国人観光客に英語を交えながら進んでもてなすことができる国際感覚豊かな児童の育成を目指すことが目的となっております。

項番2、事業概要についてでございます。児童が日常的に英語に触れる機会を持てるように、ALT（外国人英語指導助手）を配置し、外国語活動の時間だけでなく、各教科の授業や学校行事等に積極的に参加させ、英語を使ったり外国の文化を知ったりすることで、英語力や国際感覚を養うようにしていきます。

また、ALTによる教職員研修、英語教材や指導事例の作成等、ALTが児童の授業での活動以外でも学校教育に関わり、英語を活用したおもてなしの心と態度の育成に向けた取組を充実させるための支援を行います。

項番3事業内容として、(1)ALTについては業務委託とします。(2)ALTによる英語指導業務及び各教科や総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全般において、児童との交流をいたします。(3)おもてなし英会話を推進するための教職員研修、教材の作成等に指導・助言をします。(4)1校当たりのALT配置日数は100から110日程度といたします。(4)につきましては、募集の結果、次の項番4にお示ししたとおり、3校を指定いたしました。9月1日より通常配置されているALTを含め、1校あたり週4日程度の配置となっております。

項番4、指定校は7月8日付文書で募集の通知をした結果、忍岡小学校、谷中小学校、田原小学校に決定いたしました。

項番5、事業期間でございますが、ALTの配置期間は平成27年9月1日から平成28年3月31日まででございます。

項番6その他についてでございます。成果等の普及・啓発については、オリンピック・パラリンピック教育実践報告会にて報告いたします。指定期間は平成28年3月31日までといたします。

ただし、指定校の活動内容に応じて、次年度以降、更新も可能といたします。ご報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、指導課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは次に報告事項、指導課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 なかなか幅が広いですね、どこをやるのかというのが。したがって現場も大変だと思います。指定された学校とよく話をされて、ぜひ進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○和田教育長 東京都からもオリパラの教育推進校があります。それで、26年度、27年度の2年間をかけて台東区でも小中で十一、二校指定されているかというふうに思いますけれども、その内容と区が指定をする内容との違いはあるのでしょうか。

○指導課長 区ではオリンピック・パラリンピック教育プランを昨年度に策定しておりますので、この中では具体的な取り組みとして、五つの領域を設定しております。区の指定校については、必ず五つの領域の中から全体的に、バランスよくとり上げていただいても結構ですし、一つの取り組みに特化しても構いませんが、必ずこの領域を扱うということが区の指定校の特色となっています。

○和田教育長 この指定は2年間ですけれども、来年度はさらに増えるという、そういう前提でしょうか。

○指導課長 次年度についてもまた新たに2校指定を行ってまいる予定でございます。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 次に、指導課のオについて、何かご質問ございますか。

○末廣委員 先生に対しても研修をしていくというのもあるわけですが、これはどの程度、どういうところまでを期待するのでしょうか。

○指導課長 特に小学校で外国語活動が導入されて、これは教員の力量によってその指導の差というのも大きく開きがありますので、まずはこのALTの事業が行う授業を参観することで教職員が学ぶということと、さらに教職員が主導して行う英語の授業をALTが参観して、その後の授業の指導・助言を行うというような、授業を通して実践的な検証を行っていくというところに大きな期待を寄せているところであります。

○樋口委員 まず英会話に親しむようにするということが目的だろうと思うんですが、まず小学生ですよ。やっぱりこの指定校も含めて、これを機に、例えば学校の入り口とか、子供たちの見えるところに、少なくとも挨拶、あとは相手に対してどういう英語を使ったらいいか、これは文化まで小学生に英語でやろうというのは無理だろうと思うんですよ。だから、そこである一定の目的を見つけないと、授業でというとなかなか最終到達点がどこまでというのがわからないので、2年間やっていくのはなかなか難しいかなと、こう思うんですよ。

おもてなしというのは、要するに困ったら、あなたはこちらに行けば問題解決できるよという回答ができる、それを今のある一定の日本人だと逃げてしまうか笑ってごまかす、あとは全部イエスと言うという、この三つが英語ができないということですので、イエスカノーかははっきり言えるような、これは子供に英語力を身につけさせるほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

ですので、ぜひともこれは目標を何か決めてやられたほうがよろしいかなと思うんです。二つ目ですが、英語に標準語ってないんですよ。だから、ALTがどういう英語の表現を使うかというのが子供にとって大変重要なところになります。業務委託ですけども、できたら

イギリスの女王様の英語を使えるような人のほうがスタンダードだと我々は思っているわけです。最近言われているのは、フィリピンの方々のしゃべる英語が相当いいといわれる。何かというと、フィリピンの方々は、自分たちも英語を勉強したわけですね。なので、英語を勉強した人たちが英語をしゃべると文法どおりにしゃべる。ちょっとその辺りは注意をしていただければと思います。

○指導課長 まず1点目のおもてなしということについての具体的な目標ということに関連して、今回、指導課でこのおもてなし英会話の事業を進める上で期待している効果ということで3点考えています。まずはALTの外国の先生が毎日子供たちの日常の生活で触れ合う中で、子供たちがその方とコミュニケーションをとりたいという、まず意欲を高めること。それと、直に英語に触れるわけですから、その語彙を増やしたり、また子供たちがそれを日常的に慣れ、親しむ活動にということも考えています。3点目としては、やはりコミュニケーション能力を高めるということで、仮に全ての英語を聞きとって、理解することができなくても、何とか相手方の伝えようとしていることを理解しようとする態度、こういった3点を育てたいと考えておりますので、そういった意味からもおもてなしのまず第一歩はコミュニケーション能力を高めることと考えていますので、その点は大切に進めていきたいと思っています。

2点目のALTの方の国籍については、今、ご助言いただきました点も大切にしながら、今後の事業を注目して、気をつけて見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○末廣委員 期間が来年の3月までということで、半年しかないんですが、それは更新も可能だとありますけども、基本的には来年の4月からはまた違う学校が指定されるということですか。

○指導課長 今年は補正予算の関係で約半年の期間になってしまったという状況もありますので、今年度のまず取り組みについてこの3校の状況をよく把握しながら、こちらについては次年度も更新の強い希望があり、進めることが適切ということであれば、そういった方針も考えていきたいと思っております。

ただ、この3校だけが経験するのではなく、多くの学校にそれを広めたいというところもありますので、実際にはこの3校の今年度の取り組みと来年度、また指定の申請があった学校の内容等を精査しながら、判断していきたいと考えております。

○高森委員長 先々週だったか、その英会話の話が出て、中学校の英語教育の話に展開したんですが、中学校にも英語教材が入って、会話が中心であり文法的なことだとか、そういったことはおざなりになっているところが少しあるのではないかという意見もありました。今も同じような指摘があつて、ああなるほどなと納得したんですけれども。

これは小学生が今回、対象ですので、先ほどおっしゃったように、英会話のテクニックとかいうよりも、英会話に対する態度だとか、意欲だとか、そういったものを醸成していくという意味があるということでしたが、中学校でもやはり同じような授業内容で今後や

っていく予定なのかどうか。その場合は、今度は中学生になると少しは英語のスキルが上がっているでしょうから、内容がどのように変わってくるのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○指導課長 現在の段階では、おもてなし英会話の事業については、小学校に限定した形というふうに話し合いをしています。

○高森委員長 この事業内容の(2)に各教科、それから総合的な学習の時間といった教育活動全般においての交流ということでありますが、ALTの先生がいろいろな授業の中に入りながら児童と関わっていく形になるのでしょうか。それは、例えばその授業の進行に影響を与えたり、やりにくいというような意見はないのでしょうか、

○指導課長 一例ですが、いわゆる国際理解の領域を総合的な学習の時間で扱ったり、また社会科の授業で海外の様子について学習をしたり、こういうところでは当然、ALTの方のそれまでの経験などを授業に活用する。あとは、いわゆる食育とか、これは学校教育の活動全般ですので、場合によっては給食の時間などもそこに入れてともに活動をするということで、いわゆる英語を日常の学校生活と結びつけた形で展開していくというところに重きを一つ置きます。

あわせて、当然、いきなり算数の授業にALTの方がいても、何らそれは効果的な活動にはならないので、この活用に当たっては学校に十分に、その教科の中でALTを活用するという視点で参加を促していくように進めていきたいと考えております。

○高森委員長 よくわかりました。適切にやっていただけるわけですね。確かにそれは効果があるかもしれません。

ほかはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、指導課のウからオについては、報告どおり了承いたします。

3 その他

○高森委員長 そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、本日本日予定された議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会をいたします。

午後4時11分 閉会